

伊万里・有田消防組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

伊万里・有田消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号（以下「法」という。）」第15条に基づき、伊万里・有田消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

法は、平成28年度から平成37年度までの時限立法であるため、本計画は平成37年度までを計画期間とし、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の前期計画期間とする。

2 対象

本計画の対象は、伊万里・有田消防組合の消防職員を対象とする。

3 女性職員の活躍に関する状況

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づく、消防本部及び消防署においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況は次のとおりである。

(1) 職員数に占める女性の割合

消防吏員125名、うち女性職員ゼロ名

(2) 採用した職員に占める女性の割合（平成27年度）

平成27年4月1日の新規採用職員は5名で、そのうち女性はゼロ名である。なお、試験要綱では性別は不問としている。

(3) 採用試験における女性の受験状況（平成27年度）

平成27年度職員採用における女性の受験申込、受験状況については、申込者1名、受験者ゼロ名である。（申込者総数86名、受験者総数75名）

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標

女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性消防吏員の採用目標

職員採用試験時の女性受験者が少ないことが原因で、現在、女性消防吏員はゼロ名である。

総務省消防庁が示す数値目標は、女性消防吏員がゼロの消防本部については、これを早期に解消し、可能な限り複数人を確保するとされていることから、平成32年度までに、女性消防吏員を1名以上採用するものとする。

(2) 女性消防吏員の役職登用目標

女性消防吏員の係長・副課長・課長の各役職への登用については、現在女性消防吏員がいないため、計画期間内での登用は難しいのが現状である。

しかし、今後、女性消防吏員の早期採用を目指すとともに、係長・副課長・課長となる女性消防吏員を育成していく。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組の実施について

(1) 女性消防吏員の採用に向けた取組

ア 本消防組合における女性の消防職員採用試験応募者は、これまで実績1名であったことから、複数人の応募者及び受験者を確保し、受験者数に占める女性の割合を5%程度確保できるように努める。

イ 平成28年度から、採用試験の女性受験者を増やすため、組合ホームページ及び構成市町の広報誌で周知するだけでなく、学校及び関係機関へ採用試験案内の送付及び啓発ポスター等の掲示を依頼する。

(2) 施設・装備の改善

ア 女性消防職員の採用の動向・推移を考慮し、女性用の仮眠室、トイレ等の計画的な整備を図る。

イ 採用時の給貸与品の支給事務を円滑に行うため、女性用の被服・装備品の仕様について規定する。

(3) 取組成果の情報発信

職業生活を営み又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、本計画に基づく採用応募、受験及び採用された男女の比率などを年度ごとに、本消防組合ホームページに掲載し、併せて、継続的に女性職員採用に向けての環境及び施設整備等の進捗状況についても情報発信する。

平成28年4月1日
伊万里・有田消防本部
消防長 吉原 伴彦